

Client Alert

14 October 2022

国際仲裁アップデート No. 13

日本企業に対する国際仲裁に関するアップデート

目次

1. 透明性を進める ICSID 規則の改正
2. UNCITRAL 仲裁における仲裁の早期却下制度案
3. 米国連邦最高裁判所が国際仲裁におけるディスカバリーの利用を否定

今回のクライアントアラートでは、日本企業に影響を与え得る最新の国際仲裁関連の重要アップデートとして、① 投資家対国家間の投資協定仲裁に利用される国際投資紛争解決センター(ICSID)規則における透明性を進める改正、② 企業間の商事仲裁にも利用され得、各国際仲裁機関の仲裁規則にも影響を与え得る、国連国際商取引委員会(UNCITRAL)仲裁規則に基づく仲裁の早期却下制度案、③ 米国連邦最高裁判所での国際仲裁での米国ディスカバリーの利用の否定を取り上げる。

1. 透明性を進める ICSID 規則の改正

ICSID は外国人投資家と国家間の紛争解決を取り扱う仲裁機関であり、ICSID 条約には、日本を含む 163 か国が署名している。

新たに改正された ICSID 規則は、2022 年 7 月 1 付けで発効された(加盟国による承認は 2022 年 3 月)。今回の改正は、2006 年以来の改正となる。

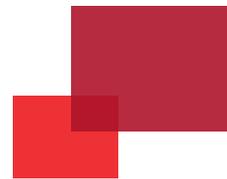
改正内容は以下のとおりである。

- ICSID 条約手続規則: ICSID 管理財政規則、ICSID 機関規則、ICSID 仲裁規則、ICSID 調停規則を含む
- ICSID 追加的の制度手続
- ICSID 調停手続
- ICSID 事実調査手続

新たに改正された規則において注目すべきテーマは透明性であり、これについて ICSID は、一貫した意思決定と社会的信頼の促進を目的とするものと述べている。さらに ICSID は、この規則を通じ、国家と外国人投資家間の投資紛争解決のため、より適切で、費用対効果があり、紙の使用が少ない、時間的効率の良い仲裁制度を提供することで、国際投資法の発展に寄与することを目指している。

新しい ICSID 規則の変更点は次のとおりである。

- 一定の条件における、終局判断、命令、決定及び提出書面の公表
- 第三者による審問の傍聴
- 第三者による資金提供の開示要請
- 新たな迅速仲裁規則
- 電子提出及びケースマネジメントの義務付け
- 命令及び裁定期間の義務付け



2. UNCITRAL 仲裁における請求の早期却下制度案

UNCITRAL は「国際商取引法分野における国連システムの中心的な法律機関」であり、「国際商取引ルールの近代化と調和」を促進するために「50 年以上にわたり通商法の改革を専門に」行ってきた。¹

UNCITRAL が改革に取り組む方法の一つとして、UNCITRAL 仲裁規則による国際仲裁に関する作業部会等、作業部会を通じて行われる改革があり、現在、UNCITRAL 第 2 作業部会において請求の早期却下制度、中間的判断の問題点が検討されている。

なお、請求の早期却下とは、請求や抗弁が明白に法的妥当性を欠く場合に、詳細な検討をすることなく、手続開始当初に仲裁廷による却下を認める手続であり、中間的判断とは、通常の手続を経ずに、法律又は事実上の争点について、仲裁廷による判断を可能にする手続である。²

第 2 作業部会はこうした問題点に対応するため、3 つの立法上の案を示した覚書を発表した。しかし、2021 年 10 月の第 74 会期中に同意に至らなかったことから、第 2 作業部会は国連事務局に対し、審議中に表明された見解に基づく様々な例示的な案を UNCITRAL に提示するよう要請した。

これに対応して提示された案は以下のとおりである。

1. UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁廷固有の権限としての請求の早期却下及び中間的判断に関するガイダンス文書
2. 解説を伴うシンプルかつ一般的なルール
3. (申立て、審査基準及び二段階手続を含む)解説付きの詳細な規則

UNCITRAL は、今後、こうした問題点を先に進めるか検討することになる。第 2 作業部会は 2022 年 10 月にウィーンで再度開催されるため、さらにアップデートを行う予定である。

3. 米国連邦最高裁判所が国際仲裁におけるディスカバリーの利用を否定

背景として、合衆国法典(U.S.C)第 28 編第 1782 条は、一定の要件を満たした場合、米国連邦地方裁判所に対し、外国での手続を支援するために文書の提出や証人の口頭証言録取を命ずる権限を与えている。これらの要件は：

1. ディスカバリーの申立てが、「外国又は国際法廷」又は「何らかの利害関係人」によってなされたものであること
2. ディスカバリーの申立てが「外国又は国際法廷における手続に利用されるもの」であること、及び
3. ディスカバリーの対象者が、ディスカバリーが申立てられた地方裁判所の管轄区域内に居住又は所在していること。

¹ <https://uncitral.un.org/en/about> 参照。

² 請求の早期却下と中間的判断は、仲裁において非常に有用な手続となり得るが、あらゆる仲裁機関規則において利用可能な訳ではない。

本アラートに関する お問い合わせ先



武藤佳明
パートナー
+81 3 6271 9451
yoshiaki.muto@bakermckenzie.com



吉田武史
パートナー
+81 3 6271 9723
takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



ドミニク・シャーマン
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9496
dominic.sharman@bakermckenzie.com



甲斐悠子
アソシエイト
+81 3 6271 9497
yuko.kai@bakermckenzie.com



金子周悟
アソシエイト
+81 3 6271 9516
shugo.kaneko@bakermckenzie.com

第 1782 条による申請は、一般的に、一方的な申請によって開始され、申請の時点で（「合理的な予期」がされる範囲であれば）外国訴訟が係属中である必要もない。

2022 年 6 月 13 日、米国最高裁判所は、ZF Automotive US Inc. v. Luxshare, Ltd.³の判決において、ごく一部の例外を除き、第 1782 条によるディスカバリーは国際仲裁の援助には利用できないとの判断を示した。第 1782 条の国際仲裁への適用可能性は、長年論争的となっており、米国連邦控訴裁判所の巡回裁判所間でも意見が分かれていた。

最高裁による第 1782 条の利用可能性に関する分析は、条文の文言に非常に忠実なものであった。鍵となる文言は、"for use in a proceeding in a foreign or international tribunal"（外国又は国際法廷での手続に使用するため）というものであった。最高裁は、"tribunal"という単語は、明らかに政府的な意味合いを持つ"court"という語の同義語として使われることがあり、この文言の定義は解釈の十分な助けにはならないと説明した。しかし、"tribunal"という語は、より広義に、あらゆる裁定機関を指す言葉としても使われる。

法制の履歴は、議会在"tribunal"をより広い意味で使用していたことを示していた。なぜなら、1964 年の法改正により、この規定は"courts"（裁判所）だけでなく"foreign or international tribunal"（外国または国際法廷）での手続も対象とするように拡大されたからである。

もっとも、最終的に、ZF Automotive US Inc. v. Luxshare, Ltd.における最高裁の全員一致の判決は、国際仲裁の仲裁廷は第 1782 条の定義における「外国又は国際法廷」ではないため、第 1782 条に基づくディスカバリーは認められるべきではないことを明確にした。ただし、投資家対国家の紛争において特別に設置された特定の法廷に関しては、その扉はわずかに開かれ、利用が肯定される可能性がある。

本アラートに関するご質問等は当事務所までお問い合わせください。

³ ZF Automotive US Inc. v. Luxshare, Ltd., No. 21–401